

第7回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議 次第

日時 令和2年5月1日 18:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

1 開会（くらし安全防災局長）

2 本部長あいさつ

3 議題

（1）外出自粛の徹底について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に基づく休業要請の指示について
- 外出自粛に関する緊急知事メッセージ
～GWは、がまんのウイーク～

（2）緊急事態宣言に関する国の動向

4 その他

新型インフルエンザ特別措置法に基づく

パチンコ店への休業指示について

○ これまでの対応について

4月13日(月)

本県から神奈川県遊技場協同組合を通じパチンコ店に対し、特措法第24条9項に基づく、休業の要請を行った。

4月21日(火)

同組合を通じパチンコ店に対し、ゴールデンウィークに向け、改めて、特措法第24条9項に基づく休業の要請を行った。

4月24日(金)

ホームページ上で休業が確認できなかった87店舗に対して、事前通知を送付し、休業の要請を行った。

4月28日(火)

県の休業要請に応じていただけず、営業を継続しているパチンコ店6店舗に対し、特別措置法45条第2項に基づく休業の要請を行い、ホームページで公表した。

5月1日(金)

公表後、4店舗が休業要請に応じていただき、休業が確認されていないパチンコ店は2店となった。

2店舗のうち1店舗は、5月1日18時から休業することとなった。

残りの1店舗については、休業要請に応じなかったため14時30分に文書を持参し「指示」を行った。

安総第 1160 号

令和 2 年 5 月 1 日

施設管理者 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止
(休業) について (指示)

令和 2 年 4 月 28 日付け安総第 1101 号にて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 号に基づき、「
」施設の使用停止 (休業) を要請しておりますが、令和 2 年 5 月 1 日 10 時の時点において、「
」施設の使用を継続されていることを確認しております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態において、当該感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため、同法第 45 条第 3 項に基づき、「
」施設の使用停止 (休業) を指示します。

また、同条第 4 項の規定に基づき、本県のホームページにおいて、「
」施設の名称及び所在地、指示の内容、指示の理由について公表します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に内閣総理大臣に対して審査請求をすること、及び 6 月以内に裁判所に対して神奈川県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室

電話 045 (210) 3418、3465

MAIL kokuho2005@pref.kanagawa.jp

外出自粛に関する緊急知事メッセージ
～GWは、がまんのウイーク～

4月7日、本県に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発せられて以来、多くの県民や事業者の皆さんが、外出自粛や休業要請にご協力いただいていることに深く感謝します。

本日、県は、休業要請に応じず、営業を続けているパチンコ店に対して、特措法45条に基づく休業の指示を行いました。

これは、県民の皆さんに、いつクラスターが発生してもおかしくない施設に、今は絶対に行っていただきたくないという考えからです。

人が集まる場所に長くいると、ご自身がコロナウイルスに感染する恐れが高まるだけでなく、家族や仲間など大切な人に感染を広げることにつながりかねません。

私たちが今めざすべきは、コロナウイルス感染者をできる限り早く減らすことです。そのためには人との接触機会の8割削減が不可欠です。

明日から大型連休後半の5連休。ふるさとへの帰省をはじめ、家族や友人と観光やレジャーなどを楽しむ絶好の季節ですが、今年だけは違います。

人との接触機会を削減するため、帰省や観光をはじめ、海や山、川などでの屋外レジャーも、ぐっとがまんしてください。

その外出はいのちよりも大事なもののか、一人ひとりが考え、生活に必要な不可欠な場合以外は外出しないことを、改めて徹底いただくようお願いします。

GWのGは、今年は、がまん(GAMAN)のGです。

GWは、がまんのウイーク。

GWは、がまんのウイーク。

皆さんが外出をがまんすることで、コロナウイルスとの闘いの期間は短くなります。

最も出かけたくなるこの時期に、外出自粛をお願いすることは、本当に心苦しいですが、この5連休の私たちの過ごし方は大きな鍵になります。

今は神奈川に来ないでください、という私の呼びかけに、多くの皆さんが応えてくださり、湘南への人出は大きく減りました。

改めて、明日からの5連休に向けて、皆さんに呼びかけます。

今は神奈川に来ないでください。今は神奈川から出ないでください。

そして、今はできるだけ家にいてください。

今この時も、コロナウイルス感染症から県民の皆さんのいのちを守るために奮闘している医療従事者を応援するためにも、今一度、皆さんには外出自粛の徹底をお願いします。

令和2年5月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治

5月7日以降の県教育委員会の対応について

(令和2年5月1日現在)

- 県教育委員会としては、5月7日以降も、緊急事態宣言の期間、県立学校については、臨時休業を継続する。

- ただし、緊急事態宣言の期間が5月末までに満たない場合にあっては、宣言の期間を越えて、5月末まで臨時休業を継続する。

- 緊急事態宣言が正式に延長された場合、県本部全体の方針を受け、臨時休業の期間を明記し、県立学校長に通知するとともに、市町村教育委員会教育長に同様の措置をとるよう要請する。